

時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

〇〇株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表〇〇〇〇は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び法定休日における労働（以下「休日労働」という。）に関し、下記のとおり協定する。

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第1条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第〇〇条の規定に基づき、時間外労働を命ずることができるものとする。

- （1） 臨時の受注や納期の変更等により受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき。
- （2） 業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき。
- （3） その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

2 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第〇〇条の規定に基づき、休日労働を命ずることができるものとする。

- （1） 季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるために業務が集中し、休日労働をしなくては処理が困難なとき。
- （2） その他前号に準ずる理由が生じたとき。

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び対象従業員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び対象従業員数は次のとおりとする。

営業職 10名

総務職 2名

（延長時間及び休日労働日数）

第3条 法定労働時間を超えて延長させることができる時間（以下「延長時間」という。）及び休日労働をさせることができる休日並びに始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

	延長時間（起算日）			休日労働
	1日	1か月 （毎月〇日）	1年間 （〇月〇日）	
営業職の従業員	15時間	45時間	360時間	1か月に4日

総務職の従業員	3 時間	42 時間	320 時間	1 か月に 4 日
---------	------	-------	--------	-----------

2 前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況等により、あらかじめ指定して、この時間を短縮することがある。

(1) 始業時刻…午前 9 時00分

(2) 終業時刻…午後 6 時00分

(3) 休憩時間…正午から午後 1 時まで

3 第 1 項の延長時間は、時間外労働時間数の上限を示すものであり、常に当該時間まで時間外労働を命ずるものではない。通常の上限時間は1日当たり2時間、1か月当たり30時間を目安とする。

4 第 1 項の休日労働の回数は、休日労働の上限を示すものであり、常に当該回数まで休日労働を命ずるものではない。休日労働は、緊急やむを得ない場合に限るものとし、少なくとも 1 週間に 1 回の休日は確保するよう努めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

以上の協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ協定当事者が各々 1 通ずつ所持する。

年 月 日

〇〇株式会社 従業員代表 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印